



三重県臨床心理士会 ニュースレター

2019 年
6 月 9 日発行 第 41 号

コンステレーション



〒510-0298 鈴鹿市郡山町 663-222 鈴鹿大学内 三重県臨床心理士会事務局室
FAX 専用：059-389-7105 Email：mierinsin@m.suzuka-iu.ac.jp <http://www.mierinsin.org/>

今年度のコンステレーションは、地域の皆さまに三重県臨床心理士会の活動を知っていただくために、Q&A 形式でお送りします。

Q：三重県臨床心理士会ってどういう団体ですか？

A：三重県内に居住あるいは、三重県内で仕事をしている臨床心理士が所属する職能団体です。会員の資質・技能向上のための研修会を開催したり、臨床心理士の社会的地位の確立・向上のための活動を行っています。



Q：どんな研修活動をしているの？



A：年に 6 回、定例会を開いて、各回のテーマに沿って研修を行っています。医療・保健領域、福祉領域、教育領域、司法領域、産業領域など、様々な分野にわたって幅広い知見に触れる機会を設けています。また、理事は全国研修会に参加して最新の動向を三重県に還元する仕組みになっています。年に 1 度、社会貢献事業として、一般の皆さまにも参加していただける公開研修会を開催しています。

2018 年度の研修例：スクールカウンセラーによる教室観察の方法、触法精神障害者の支援、子どもの心理発達と脳の関係、学習障害のある人の支援（公開研修会）など



Q：どんな社会活動をしているの？



行政の主催する県民の心の健康に関する会議に理事が参加したり、他の専門職の職能団体と連携しています。それに関連して、各所からの依頼に応じて、ふさわしい臨床心理士の紹介・推薦を行っています。また、臨床心理士の雇用や待遇などについても、関係各所と相談しながら調整を図っています。

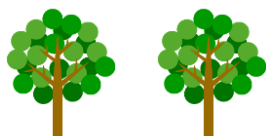
2018 年度为社会活動の例：三重県いじめ防止フォーラムパネリスト、海上保安庁メンタルヘルス講習会講師、三重若樫少年サポートネットワーク会議、三重県自殺対策推進部会、犯罪被害者等支援者会議、暮らしとこころの相談会（三重弁護士会との共同開催）、など



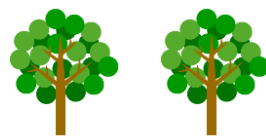
Q：三重県臨床心理士会に連絡をとるにはどうすればいいの？



お近くの三重県臨床心理士会員にお声がけいただいたり、タイトル部分に記載しております FAX や Email アドレス宛にご連絡ください。また、三重県臨床心理士会ホームページにお問い合わせフォームがありますので、そちらもご利用いただけます。



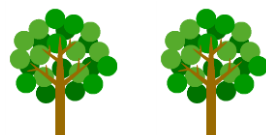
Q：会の運営はどのようにされているの？



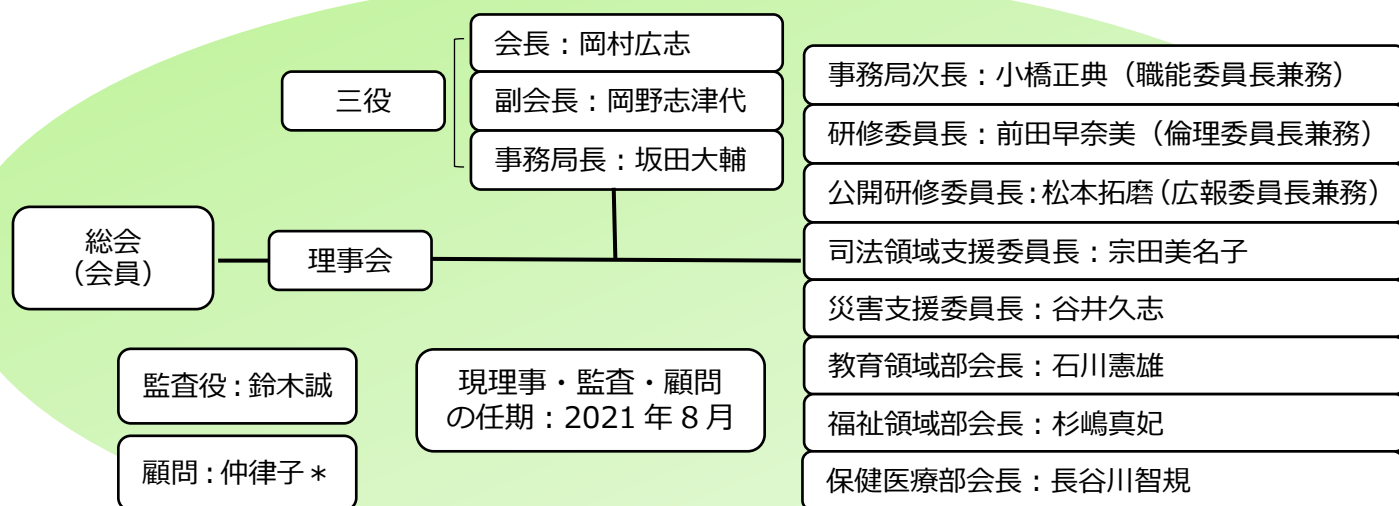
会員の年会費と、当会主催の研修会参加費から予算が作られ、それを元に上記に挙げた様々な活動を行っています。公開研修会では、協賛という形で地域の皆様にご支援いただいています。3年に1度、正会員の投票によって11名の理事と1名の監査役が新たに選出され、理事は執行部として、会の運営を担います。



Q：組織図はどんな形になっているの？



会員による総会が最高議決機関になっており、年度の方針や予算、規約改定など、重要な決定については総会での話し合いを通じてなされます。また、監査役によって、予算が適切に執行されているか監査される仕組みになっています。



*：事務局室との調整役

いかがでしたでしょうか。これからも三重県臨床心理士会は、研修活動や社会活動を通じて、臨床心理士をご利用いただく皆さまに必要な心理支援を縁の下から支えてまいります。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

